

令和2年5月25日

【第3訂版】

## 新しい生活様式に基づく新潟市社会教育施設等 利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会教育施設等での活動の両立を進めるために、「新しい生活様式」の実践を図りながら、社会教育施設等で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

### 「新しい生活様式」とは（実践例）

#### （1）一人ひとりの基本的感染対策

##### 感染対策の3つの基本 ①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

人との距離は、できるだけ2m空ける

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

#### （2）日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い、手指消毒     咳エチケットの徹底     こまめに換気

身体的距離の確保     「3密」の回避（密集・密接・密閉）

毎朝 体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず  
自宅で療養

### 1 基本的な感染症対策を実施する

#### ○体調不良の方の活動自粛

- ・発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方の利用は控える。

#### ○感染予防・感染拡大を防ぐ

- ・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行うこと。
- ・施設内ではマスクの着用、咳エチケットを徹底すること。

#### ○「3密」（密集・密接・密閉）を徹底的に回避した上で活動する

**密集しない**    多くの方が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。

（対策例）

- ・人の密度を下げるために、長机1台につき、一人など、席の配置を考慮する。
- ・対人距離を確保して活動する。（できるだけ四方2mを空けることを目安に）なるべく、対面方式は避ける。
- ・利用人数は100人以下、かつ収容定員の半分以下の人数とする。

**密接しない** 飛沫を発生させないように、工夫する。

(対策例)

- ・ 近距離での会話や発声の際はマスクを使用
- ・ 大声を出したり、歌を歌ったりする活動は控える。
- ・ 息が上がる激しい活動の際は、より一層距離を空ける。
- ・ 飲食を伴う活動を行う場合は、手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。  
また、対面での会食を避け、会話は控える。

**密閉しない** 換気を徹底する。

(対策例)

- ・ 可能であれば2方向の窓を同時に開けること。
- ・ それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行う。
- ・ 活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを確認し、対策を講じる。  
利用終了後、チェックリストや参加者名簿を記載し、記載したものは、各団体に保管する。
- ・ 活動終了後の会話は控え、できるだけ速やかに退館する。

## 2 イベントの実施について（市主催のイベント等開催基準から抜粋）

- ・ 開催判断の目安（参加者は100人以下とし、かつ収容定員の半分の人数とする）
- ・ 比較的静粛で座学的な一方向性の類は実施可。
- ・ 会話や発声などで多くの飛沫が発生する活動ではないもの。
- ・ 参加者が特定できること。

## 3 特に注意する活動

○集団感染リスクが高い下記の活動は、十分に対策をとること。

- 専ら運動することを目的とした活動  
(例)・踊り、ダンス、体操、運動 など
- 調理、会食を伴う活動
- 密接が避けられない活動  
(例)・囲碁、将棋、麻雀 など

## 4 文化施設に準じて、自粛を求める活動

- 大きな声を出すことや歌うこと  
(例)・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など

※市主催・共催事業においては、上記の3、4の活動は当面の間、実施しないこととする。

## 5 活動日の参加者を把握する

参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておいてください。(感染者が出た場合に追跡を可能にするための措置。提出は不要。利用団体が2週間保管する)

## 6 利用を中止する部屋など

- ・換気ができない部屋の利用は当面の間中止
- ・宿泊として利用できる貸室の利用は当面の間中止

## 7 本ガイドライン対象施設（教育委員会所管施設）

対象施設名	問い合わせ先
クロスパルにいがた	クロスパルにいがた（生涯学習センター） 025-224-2088
公民館（42館）	中央公民館 025-224-2088
ゆいぽーと （芸術創造村・国際青少年センター）	ゆいぽーと（芸術創造村・国際青少年センター） 025-201-7530
オール （若者支援センター）	オール（若者支援センター） 025-247-6781
白根学習館	白根地区公民館 025-372-5533
西川学習館	西川地区公民館 0256-88-2334
西川多目的ホール	西川図書館 0256-88-0001
入徳館野外研修場	巻地区公民館 0256-72-3329

## 8 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年6月1日(月)から当面の間とし、状況の変化があった場合には見直す。